

## 令和4年度 第3回習志野市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月20日(月) 午前10時～11時

2. 開催場所 市庁舎分室サンロード6階 大会議室

3. 出席者

【会長】 東邦大学 教授 朝倉 暁生

【委員】 習志野法曹会 大谷 寛子

千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会 後藤 京子

習志野市民生委員児童委員協議会 五関 清

習志野市健康づくり推進協議会 佐藤 佐知子

習志野商工会議所 秋山 奈穂子

習志野市連合町会連絡協議会 富谷 輝夫

勇気づけ育児の会 緒川 由里子

公募委員 土肥 洋子

公募委員 西田 文恵

【事務局】 協働経済部 次長 小倉 一美

男女共同参画センター 所長 中村 裕美

主幹 大塚 良子

主任主事 深澤 佑子

職員 榊原 麻美

4. 議題

1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和4年度の取り組み状況について

2) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用状況について

5. 会議資料

事前配布資料1 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和4年度事業の取り組み状況について

事前配布資料2 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用状況について

6. 議事内容

1) 会議の公開

2) 会議録の作成

3) 会議録署名委員の指名

朝倉会長から会議録署名委員として、富谷委員、緒川委員を指名。

4) 審議

(1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和4年度事業の取り組み状況について

○朝倉会長 事務局より説明を求める。

○男女共同参画センター中村所長 第3次男女共同参画基本計画の期間が令和2年度から令和7年度までの6年間。令和4年度をもって前半3年間が終了する。振り返ると、特に令和2年度、新型コロナウイルス

ルス感染症拡大防止の観点から計画への取り組みが思うようにできなかった。最近では、基本的な感染対策の徹底は継続しながらも、少しずつ元の生活に戻りつつある状況に回復してきており、計画にもそれぞれ工夫して取り組んでいると感じている。毎年、第1回審議会で計画の取り組みにかかる評価をお願いしており、令和5年度第1回審議会で、第3次基本計画の中間評価をいただきたいと考えていることから、本日は、12月末時点の令和4年度の取り組み状況について概要を報告させていただく。

事前配布資料1、第3次基本計画は全116事業、延べ146件に取り組んでいる。(1)基本目標別事業の貢献度について、基本目標及び課題に対する貢献度を事業担当課がS、A、B、C、Dの5段階評価した一覧である。基本計画は5つの目標によって構成されている。

「Ⅰ人権が尊重される社会づくり」は52事業67件。「S大いに貢献できた」11件、「A貢献できた」50件。

「Ⅱ誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり」は12事業19件。「S大いに貢献できた」0件、「A貢献できた」11件。

「Ⅲ多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり」は28事業34件。「S大いに貢献できた」4件、「A貢献できた」26件。

「Ⅳ心が通い合い、健康で安心して暮らせる環境づくり」は16事業18件。「S大いに貢献できた」1件、「A貢献できた」17件。

「Ⅴ将来像の実現に向けた推進体制づくり」は8事業。「S大いに貢献できた」2件、「A貢献できた」3件。

全146件については、「S大いに貢献できた」18件、「A貢献できた」107件、「Bあまり貢献できなかった」12件、「C貢献できなかった」3件、「D事業を実施できなかった」6件。参考に令和3年度評価を掲載している。対比すると、S及びAの割合が増え、B、C、Dの割合が減少していることが確認できる。

(2)令和4年度の重点施策別の貢献度について、第3次基本計画の中には、特に力を入れて取り組む6つの重点施策33事業、延べ45件を設定している。「DV被害者が安心して相談できる体制の整備」は8事業10件、「S大いに貢献できた」2件、「A貢献できた」8件。「市政における女性の参画の推進」は4事業5件、「A貢献できた」3件。「事業所等における多様性(ダイバーシティ)の促進」は3事業9件、「A貢献できた」3件。今後は、答申いただいた事業所の取り組みを紹介するパンフレットの更新について取り組む。「防災における男女共同参画の促進」は2事業、「A貢献できた」2件。「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」は3事業5件、「S大いに貢献できた」1件、「A貢献できた」2件。「家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援」は13事業14件、「A貢献できた」13件。参考に令和3年度評価を掲載している。4ページは、重点施策のうちS及びAの割合を示した令和3年度と令和4年度の対比の表となる。重点施策ごとに事業数が異なることから、事業数が2つしかない「防災における男女共同参画の促進」について、1事業が「D事業を実施できなかった」から「A貢献できた」となり、今回100%に上がるなど少し極端な点もあるが、全体として令和3年度評価71.1%に対し、令和4年度評価は75.6%となった。一方で、「事業所等における多様性(ダイバーシティ)の促進」は変化なく33.3%にとどまった。

令和3年度の貢献度がCだった取り組み4件の令和4年度状況について、基本目標Ⅰは1件、事業コード36-2「デートDVに関する啓発」の令和4年度の貢献度はB。令和3年度実績では、担当課はデートDVの啓発に関する参考資料等の情報が少ないとのことだったことから、男女共同参画センターから資料提供を行った。今後は、各学校で計画している「性と生の講演」において、デートDVをどのように取り上げるのかという課題があると考えており、講師との打ち合わせの中で依頼していきたい。基本目標Ⅱは2件、事業コード54と事業コード57-6。両事業とも、情報提供や制度の周知に取り組んでいるものの活用が図れておらず、担当課では制度の見直しを含めた検討が必要であると考えている。基本目標Ⅲは1件、事

業コード75。事業コード57-6の再掲である。令和3年度貢献度がCの取り組み4件について、令和4年度は3件となった。

令和3年度の貢献度がDだった取り組み10件の令和4年度状況について、基本目標Ⅰは4件、事業コード11「社会的性別(ジェンダー)の視点を持ち、国際交流の促進および国際理解に向けた情報の収集と提供」は、習志野市国際交流協会の活動支援を行ったこと、協会では姉妹都市であるタスカルーサ市の桜まつりへの参加協力をを行ったとして、令和4年度の貢献度はB。事業コード25「公的証明書などにおける性別欄の廃止などの周知」について、市では法的義務付けや事務の性質上必要なものを除き公的書類への性別欄を廃止する取り組みを行っている。これまでに性別欄の記載のあった公的書類449件のうち、47件は性別欄が廃止された。令和4年度は調査及び周知を図ることができたことからA評価とした。事業コード31-1「働く場におけるハラスメントの防止に向けた啓発」は、具体的な打ち合わせの機会をもつことができずD評価。基本目標Ⅱは3件、事業コード57-4「各種表彰・認定・登録・認証制度の周知」は、職員においてもこれらの制度の認知度が低いことが課題とし、啓発に取り組みながらも職員の理解を深めていく必要がある。事業コード64「防災対策における男女共同参画の意識啓発」は、感染拡大防止のため中止となっていた総合防災訓練や自主防災組織リーダー研修会を実施し、意識啓発を図ることができたとしてA評価。基本目標Ⅳは2件、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響を受け事業実施に至らなかった事業コード101-1と事業コード106は、千葉県生涯大学の再開、習志野市障がい者スポーツ大会の開催によってそれぞれA評価。基本目標Ⅴは、事業コード113「事業担当課の取り組みに対する相談支援、助言」は、先ほど事業コード36-2にて説明したとおり、学校教育課へ聞き取りをし、啓発関係資料の提供を行ったことからB評価。令和3年度貢献度がDの取り組み10件について、令和4年度は6件となった。

2. 管理指標に関する評価は、5段階の評価とは異なり、全計画のうち延べ30件について、あらかじめ数値目標を設定し達成できたかどうかを見るものである。(1)管理指標の達成状況は、目標数値達成が令和3年度22件が令和4年度は23件、未達成は6件、実績なしは1件となった。

○大谷副会長 事前配布資料8ページ、2. 管理指標に関する評価について、達成状況の「その他」に注意マークがついているが、令和3年度の1件は何なのか。今ここで説明がなくてもいいが、完成の報告書には備考を記載しないと、初めて読んだ人には、この意味深なマークは何かとなる。事務的なことなので、忘れないうちに入れ込んでおいた方がいいと思う。C・D評価の事業の令和4年度の取り組み状況で、事業コード36-2について、性教育という中でデートDVについての資料を男女共同参画センターが独自に持っていて、デートDV防止の担当である学校教育課に資料を渡したのだと思う。令和4年度の評価として資料を渡しているのに貢献できなかったっていうことは、資料を渡したけれども活用してもらえなかったということなのか。事業コード113について、助言をしたかどうかという切り口で、デートDVに関する資料を渡したことが実績となると思うが、今年度は学校教育課に対する資料提供だけなのか。他の事業担当課にも提供していたのであれば簡単に触れるべきではあるし、逆にそれ以外のことに関して何もできなかったのであれば、貢献度の評価が変わってくると思うが、事務局としてどう考えるのか。

○男女共同参画センター中村所長 注意マークについては、令和3年度に担当課が取り組んだが、カウントを忘れてしまい達成できたか回答できないとのこと。来年度の資料作成時に気をつけたいと思う。事業コード36-2、デートDVに関しては学校教育課、指導課、男女共同参画センターの3課で取り組んでいる事業で、男女共同参画センターでは、国や県からDV関係資料の提供を受け、それを使い啓発に取り組んでいる。今回、学校教育課が2年連続Cという結果だったため、男女共同参画センターにて聞き取りを

実施した。教師にノウハウがないため周知ができず、デートDVに関する資料があれば習志野高校に配布をしたいということだったので資料提供を行った。同じ教育委員会である指導課と連携をして取り組みを進めていきたいとのことだったが、令和4年度の状況については確認できていない。事業コード113の、事業担当課の取り組みに対する相談支援、助言については、各担当課に昨年6月に評価をいただいてから、C、D評価を付けた担当課すべてに、できなかった理由、困っている点について聞き取りをした中で、情報提供できることについてはさせていただいたことから評価をBとした。

○大谷副会長 まず前半のところ、結局のところリクエストがあって生徒さんに配ってくださいねと言って資料を渡し、配布されたということでしょうか。習志野高校に関してはひとつ進歩があったということだと思う。もう1点、指導課とのやり取りは今宙に浮いているということか。

○男女共同参画センター中村所長 現在調整中である。

○大谷副会長 相手のある部分かもしれないが、学校を通じてデートDVの資料を配布したと具体的に書いてもいいのではないかと。取り上げるように依頼したとなると、結局具体的に何したのかわからないので、きちんと実績があるのだから書いたほうがいいのではないかと。そうすると頑張ったのになぜあまり貢献できなかったのかという点が当然疑問になってくる。調整の問題もあると思うので無理にとは言わないが、できなかった部分に関しては可能な限り書いてもいいと思う。事業コード113については、他の事業担当課はできているという前提で新たに追加する内容が記載のとおりという理解でよいのか。

○朝倉会長 疑問として、男女共同参画センターとしてデートDV以外のこともやっている中で、他にも事業担当課の相談支援、助言を当然していると思うが、たくさんある中で、デートDVだけのことを書くと、他にはやってないのかと思う。本当にこれ以外やってないのであれば反省すべきところかもしれないですし、他にもやっているということであれば、一言実績に書いてあげたほうがいいのではないかと。

○男女共同参画センター中村所長 デートDVについては私たちの中で一番できたと考え記載したが、その他の情報提供やアドバイスも実施しているので加筆したいと思う。

○朝倉会長 事業コード113は大事だと思う。要するにこれは、デートDVのことを書いているわけではなくて、この課には働きかけができて、その他の課に対しては働きかけをしているということである。他にも含めて働きかけをしているので、働きかけの結果が出たのがこの1件で、その他は働きかけ中ということがわかるように記載していただきたい。

○富谷委員 これは各事業担当課の自己評価である。自己評価に対して第三者的な立場で、問題があるかどうか評価する側はないのか。SやAの評価の記載はあるが、これに対する効果が入っていない。やったことは書いてあるが、その結果、こういう効果があったということが全然見えない。それから貢献できなかった、あまり貢献できなかった、あるいは実施ができなかったというところは原因がわからないと、私個人としては、コロナ禍の動きが理由で終わっていいのと感じるので、回答をそのまま掲載するのではなく、追跡をしていただく必要ののかなという素朴な疑問があった。

○男女共同参画センター中村所長 ご指摘のとおり12月末時点の取り組みということで各担当課の自己評価をもらい資料を作成した。令和5年度第1回審議会では令和2年度から令和4年度の取り組みについて評価をいただきたいと考えている。もう一度事業担当課に照会する資料を事前確認し、できなかった理由やできた点、どういった効果が出たのかヒアリングを行い、次回審議会で報告させていただく。それを審議会で評価いただきたい。

○朝倉会長 この件は継続審議となり、次回審議会でも話題になると思うので、よくご覧いただき、なにかあれば意見をいただきたい。

(2) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用状況について

○男女共同参画センター中村所長 事前配布資料2、宣言の件数は令和5年2月末現在、パートナーシップの宣言は前回報告の2件から1件増えて3件となった。ファミリーシップ宣言はない。令和4年9月29日に開催した令和4年度第2回審議会以降の取り組み経過については、令和4年10月の令和4年度新規採用職員研修において制度説明を行った。新規採用職員は約40名である。また同月、レインボー千葉の会主催のファミリーシップ制度に関する学習会及び情報交換会に参加し、本市制度や取り組みについて説明した。レインボー千葉の会は、LGBT当事者とその家族や友人で構成されている会で、LGBT講座の講師や平成31年1月に策定した「性的志向及び性自認・性別違和に関する対応指針」の策定、また「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」構築に協力いただいている。当日は本市を含む千葉県下のパートナーシップ制度の導入自治体とこれから制度を構築しようとしている自治体など14市が参加。そこで、ファミリーシップ制度に取り組む足立区、市川市、習志野市の事例を発表した。また、10月27日から12月27日までの間、市内6つの総合病院を順次訪問し、制度の説明とステッカーの掲示を依頼した。習志野市には市立病院がないため地域にある総合病院を回った。このことをきっかけとし、千葉県済生会習志野病院患者支援センターからお声がけをいただき、1月17日に市内の医療機関や施設の相談員で構成される自主勉協会である習志野連携の会で制度説明の機会をいただいた。また当日の様子は、千葉県済生会習志野病院の職員研修資料に活用いただいているとのこと。習志野第一病院においては、パートナー宣言証の提示により患者の家族としての対応をいただけることとなった。このことについては、協力医療機関としてホームページでもお知らせをしている。なお、資料に記載はないが、行政サービスとして、習志野市消防本部の救急搬送証明書の代理申請について報告させていただく。救急搬送証明書とは、救急車で医療機関に搬送された方が「いつ」「どこから」「どこの医療機関へ搬送されたか」を証明するもので、使用用途としては、保険の請求等に必要となるもの。この証明書を発行することについて、消防本部警防課と調整を図り、パートナー宣言証の提示及び委任状の提出により証明書の発行手続きが可能となった。今後はさらに制度の周知に取り組むことが大切であると考え、不動産協会へ説明を行いたいと考えている。また、都市間連携について、パートナーシップ制度利用者が転入転出する場合には、通常の手続きとして、転出する自治体で証明書の返還手続きを行い、改めて必要書類をそろえ、転入先の自治体で申請手続きを行う必要がある。こうした手続きの負担軽減を図るため、自治体間で協定を締結して手続きの簡略化を図る動きが一部の自治体で始まっている。本市と同様の制度である市川市、3月15日に制度を開始した柏市をはじめとし、県下の自治体と連携できるよう協議していきたいと考えている。

○大谷副会長 今後の取り組みとして不動産協会へはどのように説明を予定しているのか。

○男女共同参画センター中村所長 当事者団体から、部屋を借りることが難しい状況にあるということをヒアリングしたことから、不動産協会を中心に、習志野市で制度を開始したこと、宣言書の提示を受けたときに家族として物件の紹介などに理解をいただきたい旨をお願いに行きたいと考えている。

○大谷副会長 主に賃貸の問題だと思うが、病院と比べて不動産協会はハードルが高いと思う。不動産協会は宅建業者の集まりで、宅建業者がオーナーを兼ねていることもあるが、おそらく賃貸では仲介が圧倒的に多く、別にオーナーがいる。そのオーナーが、例えば「夫婦でないと嫌だ」「LGBTの方だとちょっと」などの意識を持っているときに齟齬が生じる可能性がある。病院みたいに、非常に高度な守秘義務があって、生きるか死ぬかみたいなどころと違って、賃貸にはオーナーの自由があり、難しいところがある。あくまで習志野市独自の制度でしかなく、LGBTであることをもって賃貸借契約を拒絶してはいけないという法律があるわけではないので、そのさじ加減を間違えると、反発を招く部分があるのが一つ。仮にそのオ

一ナーに対して積極的に取り組んでくださる業者がいたとして次はアウティングの問題が出てくる。賃貸不動産だと、別にLGBTであることを言わなければいけないわけではない。むしろ言いたくないという人も一定数いる中で、配慮するあまり、そこをないがしろにするという問題が出てくる。具体的に理念を理解していただいたとして、どうやって啓発していくかに関しても配慮が必要になると思う。地域密着型の業者だと難しいかもしれないが最近は大手業者だと物件を探す検索のサイトがあり、その検索条件の中にLGBTフレンドリーという欄がある。そのように、見つけたい側が積極的にアクセスしていく仕組みにした方がいいかもしれない。例えば、同性同士が部屋を探しに来ているときに、LGBTQかどうか聞くことはあってはならないことだと思う。そこは十分にカバーをした上で経営していかないと、難しい問題が起きるのかなと思う。何をどこまで伝えるかは、多分病院以上に配慮というか事前の準備をしてから訪問した方がいい。

**○男女共同参画センター中村所長** 病院と同様に進めていこうと考えていた。大谷副会長から参考の意見や近隣市でも同様に不動産協会や宅建協会への啓発に取り組んでいることから、どのように説明をしたらよいかについて、しっかり準備していきたいと思う。

### (3)その他

**○協働経済部小倉次長** 本日の第3回をもって令和4年度の男女共同参画審議会は終了となる。委員の皆様にはさまざまな角度からのご意見、ご提案をいただき感謝申し上げます。令和4年度はコロナ禍ではあったが、市の事業も感染症対策を図りながら少しずつ実施した年であった。男女共同参画センターとしては、6月に習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始することができ、今後も機会を捉えて啓発に取り組むほか、県下でも制度を開始している自治体が増えていることから、他市との連携構築を進めていきたい。第3次男女共同参画基本計画は前半3年間が終わり、令和5年5月8日からは5類に下がる予定であることからコロナ前の生活に戻っていくところかと思う。その中で、市民の意識や社会のあり方も少しずつ変わってきているところではあるので、みなさまに中間評価をいただく中で後半3年間について、各事業担当課が新たにどのように取り組んでいったらよいかみなさまのご意見をいただければと思う。

**○朝倉会長** 閉会にあたり大谷副会長より一言お願いしたい。

**○大谷副会長** 審議会委員を8年やっている。千葉県弁護士会という肩書きになっているが、習志野法曹会から推薦を受けている。習志野法曹会がどういう団体かというと、習志野市に住んでいる弁護士の団体で前任の先生から推薦を受けて辞める機会を逸したまま今に至る感じである。実は昨年ぐらいに千葉県弁護士会で、ようやく男女共同参画本部というのができた。日本弁護士連合会にはあったが、千葉県でも独自に作るという話があり、資料も回ってくるので中身を見ている。私は多分事務局に比べれば、そんな深く男女共同参画を考えながら生きているわけではないが、長くやっているで一馬身も二馬身も出てくる。非常に難しいことをやっていると思うが、やはり難しいことはやっていかないと遅れていってしまうところもある。継続してやっていくことは総合政策として非常に重要かと思うので、今後頑張っていきたいと思う。

**○朝倉会長** これをもって令和4年度第3回習志野市男女共同参画審議会を閉会する。